

## 博士学位請求論文要旨

# 環境関連貿易ルールの政治経済分析：安全性問題を中心に

山川俊和

市場経済のグローバル化が進展する中で、とくに地球温暖化問題とその対策に顕著であるように、グローバルな規模での環境問題への対策が、国際社会の喫緊の課題として提起されている。そして、「環境か経済か」という二者択一の思考を超えて、経済のグローバル化を進めまた制御する諸政策（「経済政策」）と、環境保全のための諸政策（「環境政策」）を統合していくための政策研究の重要性が高まりつつあるとあってよい。これらの点を踏まえ本論文は、市場経済とくに国際貿易のグローバル化と環境問題の連関に注目している。いわゆる「環境と貿易」の政策研究の領域において、分析を進めようとするものである。

本論文において展開される「環境と貿易」の政策研究において、検討を欠かすことができないグローバル・システムが、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）・世界貿易機関（WTO）である。環境保全というコンテキストの中に貿易・通商を位置づけるならば、これらのシステムが持続可能性の観点からみて健全であるかどうかを吟味する必要があるだろう。

以上のような事柄を背景に置きながら、本論文では、「環境と貿易」の政策研究の領域における具体的な事例として、農産物・食品の「安全性問題」を取りあげている。そして、農産物・食品の「安全性問題」の幾つかの事例について、政治経済学アプローチからの分析を行った。また本論文は、国際レジームを中心とした様々な国際制度を分析の対象としているため、環境経済学、国際経済学、国際政治学などの先行研究の蓄積を踏まえながら、国際制度分析の政治経済学的方法についても検討している。

本論文は、次のような構成をとっている。

- 序 章 「環境と貿易」研究における政治経済学アプローチの射程：本稿の課題と分析視角
- 第 1 章 「環境と貿易」の研究動向と「安全性問題と貿易」の構造
- 第 2 章 食品安全性問題と国際経済関係：1970 年代における防腐剤認可問題と日米貿易摩擦
- 第 3 章 安全性問題をめぐる貿易ルールの形成と展開：GATT/WTO レジーム・SPS 協定と成長ホルモン牛肉紛争
- 補 論 BSE 問題と日米 BSE 交渉
- 第 4 章 国際 GM 規制レジームと米欧 GM 摩擦の政治経済分析：貿易摩擦から“新しい環境アカウンタビリティ”へ
- 終 章 要約と結論

筆者の問題意識をより具体的に示したのが、序章（「環境と貿易」研究における政治経済学アプローチの射程：本稿の課題と分析視角）である。序章は、問題の所在と本稿における政治経済学アプローチについて検討し、国際レジーム論との関係にも言及しつつ、論文全体の分析視角を明らかにしている。

「WTOを設立するマラケシュ協定」の序文にも記されていることだが、近年、環境保全と国際貿易の良好な関係性の構築が、国際社会の重要な政策課題であるという認識が高まりつつある。本論文では、WTO、そして一部の国際レジームにおいて、環境・健康被害に関係する製造手法・工程（PPMs）に基づく規制について規定した貿易ルールが形成されつつあることに注目した。具体的には例えば、WTOの紛争処理システムにおいて、いくつかの条件つきながら天然資源の保存のために貿易制限を認めたいわゆる「シュリンプ・タートル」（第2審）の事例や、各種の多国間環境協定における貿易規制枠組みが該当する。

第1章（「環境と貿易」の研究動向と「安全性問題と貿易」の構造）では、「環境と貿易」研究の全体の構図を整理するとともに、全体の中での本論文の位置づけを確定する作業を行った。ここではまず、いわゆる「環境と貿易」の学術研究のレビューを行い、「環境と貿易」についての歴史的な展開過程を概観した。このような多角的なサーベイを踏まえた後、「環境と貿易」の 이슈を幾つかのタイプに分類した。そして、以上の作業を経て、続く章で検討していく農産物・食品の「安全性問題」（およびその規制）と国際貿易との連関について、その政治経済学的な構造を解明するための検討を行った。ここでは、グローバルな「環境問題」あるいは「安全性問題」が、「技術的」問題として把握されがちであることに注意を喚起しつつ、安全性問題とその規制を理解するためには、国際貿易および市場経済のグローバリゼーションの構造を捉えることが必要不可欠であること、「安全性問題」とエコロジーとの関係性を議論する必要があること、以上2点を強調した。そして、農産物・食品の「安全性問題」と貿易との連関は、新たな農業生産と食品の「質」の確保をめぐる国際政治経済の構造分析の必要性を示唆していることを確認するとともに、「質」の問題を十分に受け止めた貿易ルールを設計することが、21世紀の重要な政策課題であると論じている。

序章および第1章の内容は以下のようにまとめられる。まず、地球環境問題と国際経済システムに関わる研究の焦点を明確にする作業を行った。ここではその焦点を、まず①環境問題を発生させる国際経済とそのシステムの性質を明らかにした上で、②グローバルな経済（貿易）のフローと環境政策が交差する領域における具体的なルールの集合（「制度」）とその制度を供給するグローバルおよびリージョナルな規模での「ガバナンス・システム」を検討すること、であると規定した。また同章では、日本の「環境の政治経済学」、とくに環境問題と政策を規定する社会経済システムの分析を重要視する「中間システム」論の考え方を踏まえながら、分析上の概念として〈グローバル環境経済ガバナンス〉を提起した。この概念は、本論文で扱う貿易（財の移動・フロー）のみならず、マネーのフローや多国

籍企業（直接投資）の規制などもその射程に収めるものである。

また同章では、グローバルな貿易のフローを環境の観点から制御する幾つかのルールを分析するにあたり、分析上の概念整理を行った。その際、クラズナーや山本吉宣ら国際政治学・国際関係論におけるグローバル・ガバナンス論、国際レジーム論の研究を参照することで、グローバルなレベルにおけるルールの形成と変化のプロセスを各アクターの行動やその結果を反映（フィードバック）するプロセスであると捉える視点を提示した。その積極点は、ルールを単なる法制度として捉えるのではなく、政治経済学的なプロセスを経て形成・変化する制度として認識することで、環境保全と貿易の関係を調整するためのルールの形成もまた、国際レジームにおけるフィードバックのプロセスとして把握できることにある。一般的に、GATTおよびWTOは、無差別原則と比較優位原則を基礎とした貿易自由化を進めるための国際制度、国際レジームだと考えられている。ただし、歴史を振り返れば、一方で国家間に自由貿易を進めるとともに、他方では国内経済の安定を維持するという、二つの原理の妥協が目指されてきたことがわかる。それゆえ、とりわけGATT時代の国際経済秩序とは、「埋め込まれた自由主義（Embedded Liberalism）」（J.Ruggie）と表現されてきたのであった。そのような背景を踏まえ本論文ではまず、自由貿易レジームにおいて、環境（あるいは環境リスクを含む不確実性への対処）という新たな価値規範をいかに導入するのか（あるいは導入するべきではないのか）という、規範あるいは原理レベルの問題を意識する。その意識を持ちながら、具体的な制度の形成と展開がみられる〈ルールレベル〉の動向に主に注目するという手続きをとっている。そして、本論文の表題である「環境関連貿易ルール」の形成・変容・運用をめぐる基本的な対立の構図を次のように整理した。すなわち、「環境と貿易」の問題領域においては、一般的な貿易摩擦にみられる「自由貿易の利益」論と「保護貿易の利益」論という産業利益をめぐる対抗関係に加えて、その対抗関係とは性質を異にする「環境保全の利益」「安全性の利益」論の主張が確認できるため、これら利益の「三つどもえの対抗」関係として、問題を捉えるべきだと主張している。

続く章では、方法論的な検討を踏まえ、「安全性問題と貿易」に関する具体的な事例についての検討を行った。第2章（食品安全性問題と国際経済関係：1970年代における防腐剤認可問題と日米貿易摩擦）では、GATT/WTOレジーム形成以前の協定を核とする「明示的な」ルールが存在しなかった時代における事例として、1970年代の日本における「防腐剤認可問題」を検討した。ここでの課題は、WTO以前の「過去」のケースを検討することで「現在」に連続する食品安全性政策と国際経済関係に関する特徴の把握をすることである。防腐剤認可問題を、1970年代の日米経済関係および貿易交渉の展開から検討したことで、当時の日本政府には「安全性確保の利益」を追求すると同時に、自国のかんきつ類を保護しようとする「保護貿易の利益」、そしてアメリカへの輸出を維持しようとする「自由貿易の利益」という、まさに「三つどもえの対抗」関係にあったことを確認し、安全性が置

き去りになった結果を看取している。

第3章（安全性問題をめぐる貿易ルールの形成と展開：GATT/WTO レジーム・SPS 協定と成長ホルモン牛肉紛争）では、WTO 体制下の食品の安全性に関する基本的な規定を衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）を中心に概観し、EU とアメリカ・カナダの間で争われ、今なお決着をみていない「ホルモン牛肉ケース」を中心に据え、GATT/WTO レジームにおける農産物・食品の安全性に関するルールとそのあり方について、リスクアナリシスをめぐる議論から考察を加えた。ここでは貿易ルールにおける「予防」の制度化を、今後の課題として展望している。

第3章における WTO と SPS 協定についての議論を踏まえ、第4章（国際 GM 規制レジームと米欧 GM 摩擦の政治経済分析：貿易摩擦から“新しい環境アカウンタビリティ”へ）では、遺伝子組み替え体（GMO）の生産・貿易・規制に関する問題を扱っている。ここでは、まず GMO の生産・貿易・規制に関する基本問題を整理したうえで、先進国と発展途上国の間で展開される国際的な規制ルールの動向と、国際経済ルールのイニシアティブを握ろうとする米欧間の GMO とその規制についての国際摩擦の構造を明らかにしている。そして、具体的な政策の事例として、EU のラベリング政策を取り上げ、幾つかの観点を紹介しつつ、政策を積極的に評価する議論を展開している。

これら事例研究の内容を整理すると、次のようになる。まず、第2章からの各章では、「農業の工業化」と市場経済のグローバル化の進展を重要な背景として置きながら、現在の農産物・食品の「安全性問題」と貿易およびそのシステムについての到達点と課題を探ることを目的として、分析を行った。そこでの特徴は、①国家間交渉（二国間交渉）でルールが形成されるケース（第2章）、②協定による明示的なグローバルな貿易ルール（SPS 協定）が存在するケース（第3章）、③SPS 協定以外にもグローバルおよびリージョナルな貿易ルールが存在するケース（第4章）のそれぞれを、防腐剤、米国産牛肉（成長ホルモン）、GMO・GM 産品の事例から検討したとまとめられる。そして、事例研究から明らかになったことは、以下の諸点である。

第1に①については、1970年代の日本での防腐剤認可問題を、当時の日米経済関係および貿易摩擦と交渉の展開過程から検討したことで、日本政府には、「安全性確保の利益」を追求すると同時に、自国のかんきつ類を保護しようとする「保護貿易の利益」、アメリカへの輸出を維持しようとする「自由貿易の利益」の対抗関係にあったこと、日米双方の「自由貿易の利益」が「安全性確保の利益」および「保護貿易の利益」に優先した点を確認した。つぎに②については、米国産牛肉の安全性を事例に、安全性問題の解決よりも貿易促進を「重商主義的」自由貿易の論理に基づいて進める米国のポジションを確認し、自由貿易と食品の安全性および各国の政策主権の間での GATT/WTO レジームの規範の「揺らぎ」を指摘した。最後に③については、GMO の生産・貿易・規制に関する基本問題を整理したうえで、GMO の国際移動について予防原則をビルトインした国際ルールであるカルタ

ヘナ議定書の積極面を指摘しつつ、議定書の「対象範囲」と「レジーム・コンフリクト」の存在が、国際 GM 規制を複雑化していることを確認した。その上で、米欧 GM 摩擦の構造について検討し、グローバルな商品連鎖の情報を開示しようとする Agri-Food Chain 論に基づく EU の GM 産品へのラベリング政策を積極的に評価した。

以上を踏まえ、本論文の総括的な結論はつぎのようにまとめられる。まず「環境関連貿易ルール」については、環境問題および安全性問題双方に配慮した判断がみられることを確認した。もちろんこの動向が即座に自由貿易の否定を意味しないが、間違いなくこれまでの自由貿易レジームとそのルールではみられなかったものである。

とくに、農産物・食品の「安全性問題」と貿易ルールについては、問題自体が流通段階での添加（防腐剤）→生産段階での薬物投与（成長ホルモン）→生命自体の組み換え（GM 技術）といった形で「深まり」を見せており、貿易ルールも問題の「深まり」に対応することが求められている。そのような状況のもとで継続してきた「安全性問題」と貿易についてのアメリカと EU の紛争は、食品・農産物の PPMs の質的なあり方に関する「グローバル・スタンダード」を争うものだと表現できる。とりわけ EU の動向は、PPMs の社会的管理を指向するものであり、安全性確保の観点からは評価しうる。ただし、その一方で、例えば EU が GMO の利用の全面禁止を進めているかといえそうではなく、むしろ利用を前提とした規制体系を整えつつあるという評価もある。本論文においてみてきたように、米欧関係は真っ向から対立する局面も少なくないが、どちらかが善でどちらかが悪という二分法的理解で一貫するのではなく、それぞれの主張の政治経済的背景をきちんと理解することが EU の帝国性を理解するうえでも必要である。その意味も込め、大国の規制動向に左右される途上国への十分な政策的配慮を入れ込んだ貿易ルールの形成が今後検討されるべきであり、途上国を明示的に取り扱った貿易ルールの政治経済学的考察は、筆者の今後の課題として積み残されている。

以上が、本論文の構成と内容の要約である。本論文の基本的な課題は、市場経済（とくに貿易）のグローバル化とそのシステムによって規定される諸問題の発生メカニズムの解明と、政策対応の評価だといえる。そして、分析対象を農産物・食品の「安全性問題」と国際貿易との関連に限定し、政治経済学アプローチに基づく政策研究の観点から議論を展開してきた。本論文で取り上げた農産物・食品の「安全性問題」に関する三つの事例と、国際貿易との接点からの体系的な分析は、先行研究ではほとんど展開されておらず、政治経済学アプローチからの政策研究として、本論文は学術的な貢献を果たすものだと考えられる。

また本論文は、食品安全性問題と貿易をめぐる緒論点（政治的な対応や経済政策としての理論と実際など）について、これまでの法学や経済学の観点から個別に検討されてきた研究蓄積を参照し尊重しつつ、ひとつのディシプリンにとらわれず学際的な観点から、また国内政策を国内問題として閉じたものと捉えるのではなくグローバルな観点から、分析

を展開したことに特徴がある。この点もまた、政策研究である本論文の方法論的な貢献だといえよう。